



# 危険行為を繰り返す 自転車運転者に 講習の受講が義務化

自転車に関する交通事故の約6割が、自転車側にも法令違反のあるのが実態。加害者となって高額な賠償を命じられるケースも少なくありません。

このため、危険な違反行為を繰り返して行った自転車運転者に対し、危険防止のための講習の受講を命じる制度が新設されました。

危険行為を繰り返すと講習!

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。法第108条の2第1項第14号 法第108条の3の4 令第41条の3

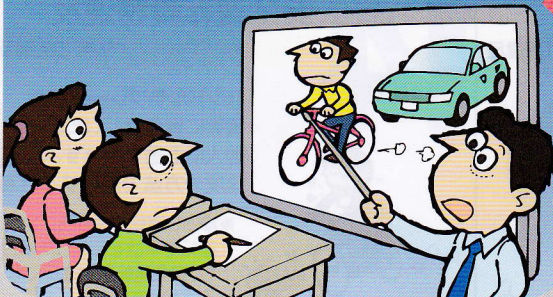
## 自転車運転者講習

自転車の運転に必要な適性や個別的指導を含む3時間の講習

視第38条第14項

(講習手数料の標準額は5,700円)。

令第43条第1項



命令を受けた人が指定された期間内に受講しないと

**5万円以下の罰金!!** 法第120条第1項第17号

このチラシでは関係法令を次のように略記しています。  
「法」道路交通法 「令」道路交通法施行令(政令) 「規」道路交通法施行規則(内閣府令)

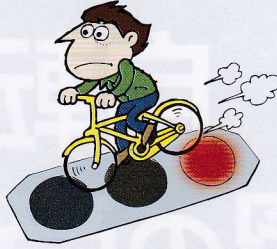


# 「自転車運転者講習」受講義務の 対象となる 危険行為 の概要

令第41条の3

## 1 信号無視

法第7条違反



## 2 通行禁止道路(場所)の通行

法第8条第1項違反

「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を通行する行為



※警察署長の許可を得た場合は除きます。

## 3 歩行者用道路での徐行違反

法第9条違反



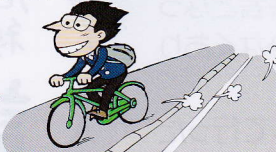
自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わず、徐行しないこと

## 4 歩道通行や車道の右側通行等

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

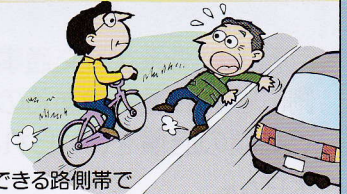
車道と歩道等が区別されている道路で自転車が通行することができない歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為。

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。



## 5 路側帯での歩行者の通行妨害

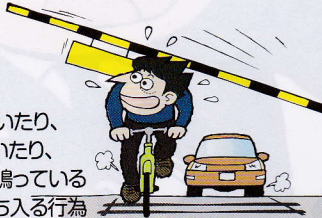
法第17条の2第2項違反



自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

## 6 遮断踏切への立ち入り

法第33条第2項違反

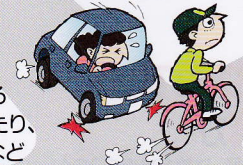


遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為

## 7 交差点優先車妨害等

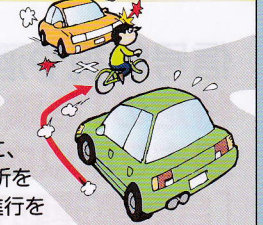
法第36条違反

信号のない交差点で、左からくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害したり、安全に通行しないことなど



## 8 右折時、直進車や左折車への通行妨害

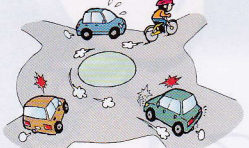
法第37条違反



交差点で右折するときに、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為

## 9 環状交差点安全進行義務違反等

法第37条の2違反



環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行をしないなどの行為

## 10 一時不停止

法第43条違反

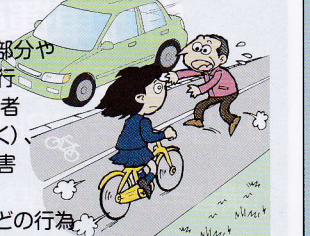
一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両等の進行を妨害する行為



## 11 歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反

歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり(歩行者がいないときを除く)歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為



## 12 制動装置不備の自転車の運転

法第63条の9第1項違反

ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

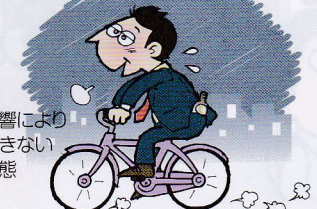
※前輪・後輪の一方にしかブレーキがない自転車で走行する行為も違反です。



## 13 酒酔い運転

法第65条第1項違反

※酒酔いとはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。



## 14 安全運転義務違反

法第70条違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。



## 改正道路交通法の ポイントその2

平成27年6月1日施行  
(平成25年6月14日公布)

「一定の病気」(てんかん・統合失調症・認知症等)に該当すること等を理由に免許を取り消された場合で、その後、3年以内に症状が改善するなどして免許を再取得した人については、取り消されていた期間の前後の免許が継続していたものとみなされ、合計期間が5年以上で無事故・無違反であれば「優良運転者」となります。法第92条の2

※「優良運転者」になると、免許証の有効期間が5年になる、更新時講習が短時間ですむ等のメリットがあります。

